様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　10120006070

産業廃棄物処分業許可証

住　所　さいたま市見沼区大字片柳１０４５番地の１
氏　名　株式会社 ショーモン
　　代表取締役　松澤　敏也
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第６項 ~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長　清　水　　勇　人

許可の年月日	令和４年３月１日
許可の有効年月日	令和９年２月２８日

１．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業
破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　以上７種類

※１　産業廃棄物の種類に(＊)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。
※２　産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３　産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記１のとおり。

３．許可の条件

特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内　容
令和４年３月１日	新規許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有・~~無~~

再複写無効
此の朱印なきものは、当社の発行した許可証の写しではありません。
株式会社 ショーモン
担当者

許可番号　10120006070

〔別記１〕

事業の用に供する施設の設置場所

さいたま市岩槻区大字横根字相野谷２番１、３番１、４番１、５番１　以上４筆（面積４，０３７㎡）

処理施設の概要

施設の種類	処理能力（稼動時間）	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	23.1t/日（11時間）	廃プラスチック類　以上１種類	令和４年１月14日 令和３年９月９日 2-10
	26.4t/日（11時間）	紙くず　以上１種類	
	48.4t/日（11時間）	木くず　以上１種類	
	15.9t/日（11時間）	繊維くず　以上１種類	
	49.8t/日（11時間）	金属くず　以上１種類	
	132t/日（11時間）	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず　以上１種類	
	163t/日（11時間）	がれき類　以上１種類	

保管施設の概要

（処理前）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上２種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上２種類	11.3㎡	1.50m （8.21㎥コンテナ１個）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上２種類	11.3㎡	1.50m （8.21㎥コンテナ１個）
金属くず　以上１種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥
金属くず　以上１種類	19.0㎡	1.30m （1.78㎥コンテナ５個）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上４種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上４種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上４種類	36.0㎡	3.00m（屋内） 63.0㎥
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上４種類	19.5㎡	2.00m （21.8㎥コンテナ１個）

（処理後）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上２種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上２種類	11.3㎡	1.50m （8.21㎥コンテナ１個）
金属くず　以上１種類	19.5㎡	2.00m （21.8㎥コンテナ１個）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　以上４種類	30.0㎡	3.00m（屋内） 67.5㎥